

消費者行政・消費者教育推進宣言

近年、高齢化の進行、経済のグローバル化及び高度情報通信社会の進展など、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきており、消費生活の高度化、利便性の向上が進む一方で、消費者トラブルや消費者被害の内容は多様化・複雑化していることから、消費者行政として、これらの変化に適切に対応し、消費者の権利の尊重と自立の支援を図る必要がある。

また、本年6月には、成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が成立し、本法施行後は、18歳、19歳の若年者は成年として扱われる反面、「未成年者取消権」を喪失することとなり、若年者の消費者被害の増加が懸念されている。

こうした中、国は、平成29年7月、「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県に設置し、周辺地域（中国・四国、関西）との連携のもと、高等学校等における「若年者向け消費者教育」を推進するためのモデルプロジェクトをはじめ、消費者行政を発展させる先駆的な取組みを進めている。

この成果を踏まえ、全国に展開するため、本年2月、消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省が連携し「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定し、高等学校等における消費者教育を推進しているところである。

については、中国・四国地方は一体となり、新しい消費者行政の発展・創造の地として、誰もが安全・安心に暮らせる豊かな社会の実現に向け、消費者行政・消費者教育を推進することをここに宣言する。

平成30年10月29日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）